

# 「悪徳商法関係省庁連絡会議」の設置について（案）

〔平成20年3月 日〕  
〔関係省庁申合せ〕

## 1. 設置

「生活安心プロジェクト 緊急に講ずる具体的な施策」（平成19年12月17日「生活安心プロジェクト」に関する関係閣僚会合）決定）に基づき、消費者政策会議担当課長会議の下に、悪徳商法関係省庁の課長クラスによる「悪徳商法関係省庁連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置する。

## 2. 目的

連絡会議は、悪徳商法に係る諸制度を所管する関係省庁の連携を図り、悪徳商法に関する情報の共有を図るとともに、各省庁が行う施策の確認を行い、もって、悪徳商法に対し迅速かつ的確な対応を行うことを通じて、被害の未然防止・拡大防止に資することを目的とする。

## 3. 構成

連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、連絡会議は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

構 成 員 内閣府 国民生活局消費者企画課長  
公正取引委員会 経済取引局取引部消費者取引課長  
警察庁 生活安全局生活環境課長  
金融庁 総務企画局政策課長  
経済産業省 商務情報政策局消費経済対策課長

## 4. 関係者の出席

連絡会議は、必要に応じ、有識者、構成員以外の関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。

## 5. 庶務

会議の庶務は、内閣府国民生活局において処理する。

## 6. その他

前各号に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、連絡会議が定める。

# 生活安心プロジェクト

## 緊急に講ずる具体的な施策

平成 19 年 12 月 17 日  
「生活安心プロジェクト」に  
関する関係閣僚会合

### (4)「守る」～暮らしの安心を守るルールづくり

#### ①悪徳商法の根絶に向けた制度を整備する

(国民の声)

次々と新手の悪徳商法が出現し、高齢者など弱者の被害が拡大しています。クレジット契約の規制強化を切に希望します。

(「生活安心」意見募集、経済産業省パブリックコメントより)

カ. 悪徳商法に係る諸制度を所管する関係省庁の連携を図るため、消費者政策担当課長会議の下に、悪徳商法関係省庁の課長クラスによる「悪徳商法関係省庁連絡会議」を設置する。(19年度中)(内閣府、公正取引委員会、警察庁、金融庁、経済産業省等)